



郡農會 廢止論

農會の改良と振興を目的として創設された農會が現在町村には町農會あり、其の町村を單位として聯合せしむる郡農會、府縣農會、帝國農會ありて此の組織統制下に漸次發達を遂げ來つたものであるが、就中現今の郡農會は積極的活動をなすことなく従來の因襲形式によつて其の名稱を存續するに過ぎざるの概あるは左の理由に依つて廢止するも敢て農會廢止を阻礙するものではない。

小僧さん達の一大福音

商店の營業時間を法律で制限す

現在の商店は、いづれも從來の習慣と惰性で可成り夜通し迄營業を行つてゐるが實際は割合に客足がなく、電燈料其他の消耗費を見る時は採算が引合はぬ勤務時間が長ければ従業者が過勞の結果睡眠不足になり、勝つて肝腎の間の繁忙時間中に能率が上らず且つ從業者の自由時間が短いため修養勉強等怠り易く、從つて時代に遅れた人物が生ずるとして、小僧連保護を眼目とした商店の營業時間は十時間乃至十二時間を最高限度とし、爾後は使用人に自由時間與へる法律が來議會には提案されて全國百五十萬の商店員が此の恵みに浴することが出来るのであらう。

貸借対照表 (昭和五年十二月廿日現在)
科目 借方金額
未拂込株金 2,000,000
出掛金 3,300,000
假借金 7,500,000
銀行勘定 5,500,000
金銀勘定 9,300,000
立替金 2,000,000
未収入口金 2,700,000
當引引當拂金 2,300,000
當引欠損金 2,300,000
合計 31,000,000

平に於ける年五十圓以上の町税納付者 總計二百八十八人
姓 名 納付額
百澤 易興 274.8
會田 右京 150.0
阿部 唯次郎 51.0
猪狩 庄平 222.0
江尻 淺之助 56.6
新妻 文吾 53.3
熊谷 保高 77.7
平松 武 76.3
諸橋 久太郎 84.0
大竹 芳之助 51.0
片寄 文四郎 51.0
片寄 房次郎 56.6
馬目 小彌太郎 53.3
酒井 亥之次郎 53.3
植村 喜一 61.1
石川 サク 61.1

星野 清吉 50.9
工 多田井 次郎 87.4
加納 五郎 64.0
鐵道官 鈴木 宗吉 52.5
南白銀町 五十嵐 小平 75.5
加藤 政保 75.5
武田 廣政 75.5
清水 廣政 75.5
吉田 禮次郎 75.5
川又 章二 75.5
石島 一徳齋 75.5
安齋 勝太郎 75.5
市原 卯太郎 75.5
狩谷 佐一 75.5
酒井 冬清 75.5
大橋 秀一 75.5
森 盛治 75.5
丸山 治 75.5
丸山 治 75.5
實川 彌太郎 75.5
高川 莊夫 75.5
神谷 富五郎 75.5
佐藤 忠 75.5
金子 正吉 75.5
松本 正吉 75.5

佛制により佛像を禮拜するは恰も貴族にて十字架を尊崇すると同意味なり十字架は偶像にあらざるなきか。

嗚呼既成宗教家の末期は來れり

臥龍堂 白忍

基督教 其二

基督教 其二 (續)

基督教 其二 (續)

第二回株金 拂込みの噂
平魚市場の今後

基督教 其二 (續)

基督教 其二 (續)

基督教 其二 (續)

基督教 其二 (續)

# 盛隆其然斷

## 誇る片倉を描く

### 流石は會社價値を高め

#### 切實に陣營の内容を物語る

##### 共存共榮主義の奮闘

###### 朗かな工場長と事務長

大平町東部の一角に黒煙が立ち上る。八萬圓を要して株主に利益を配當を八分に一般特約者組合員に迄も利益分配をなすに至つては産業の合理化に共存共榮主義を理想的に發揮したと稱せざるを得ないではないか。

若し夫れ石城の産業に片倉の紹介を忘れるものがあつたならば其れは認識の不足の人と云はねばなるまい。其れ程石城の事業中に於ける所謂市場価値なるものを高めて居るのであると云はざるべからず記者はあくまで厳正に書かんとす。

先づ公稱資本金二百萬圓四分の一拂込み昭和四年一月の創立、營業開始五月十一日、工場敷地一萬坪、建造物三十棟、是等創業總費四十萬圓で殘金の十萬を以て此の大工場が經營し得るや否や。

最新式特許天下の逸品、精緻なる機械を有し二百萬圓の資金に女工を稱するに來て二十萬圓を片倉の取引と業手を以てして三百五十名が一日平均四相産し一

前代金は六萬圓の割を組合員に利益分配をして居る。此の相互利益の組合は石城七十、双葉五十合計して百二十に指導員三十八名が黨業發達の爲めに片倉から派遣されて居るのである。

農村便り  
農村の仕事は他のおつとめ役人さんといつて朝から晩まで年中働いて居ります。商人は一日毎に計算が立ちますが農業は無計算な働きのしなげればなりません。

自覚せる女に組して  
女性の女性なる使命を發せんとすは女性的人格の居るのであるか、永遠に流るる如く三行半の道徳は如何に權利と義務とを許さぬべきであらう。

町民各位の緊急差おき難き人事問題である。  
町勢の全般的に巨り漸次其の伸展を見つゝ、ある次第では三萬町民は誠に御同慶に堪へざる。

町民各位の緊急差おき難き人事問題である。  
町勢の全般的に巨り漸次其の伸展を見つゝ、ある次第では三萬町民は誠に御同慶に堪へざる。

町民各位の緊急差おき難き人事問題である。  
町勢の全般的に巨り漸次其の伸展を見つゝ、ある次第では三萬町民は誠に御同慶に堪へざる。

町民各位の緊急差おき難き人事問題である。  
町勢の全般的に巨り漸次其の伸展を見つゝ、ある次第では三萬町民は誠に御同慶に堪へざる。

誰? 議員各位の意見を本社に訪問掲載發表せん。  
大平町建設の道程に進みつつある時に於て各般の施設は總て積極的に企業經營するの緊要なるは敢て言

大和田印刷所  
大平町 電話四六番

町民各位の緊急差おき難き人事問題である。  
町勢の全般的に巨り漸次其の伸展を見つゝ、ある次第では三萬町民は誠に御同慶に堪へざる。

町民各位の緊急差おき難き人事問題である。  
町勢の全般的に巨り漸次其の伸展を見つゝ、ある次第では三萬町民は誠に御同慶に堪へざる。

町民各位の緊急差おき難き人事問題である。  
町勢の全般的に巨り漸次其の伸展を見つゝ、ある次第では三萬町民は誠に御同慶に堪へざる。

町民各位の緊急差おき難き人事問題である。  
町勢の全般的に巨り漸次其の伸展を見つゝ、ある次第では三萬町民は誠に御同慶に堪へざる。

### 縣議戦と石城政友

今秋の縣議戦に石城政友では公認候補として四名であらうか。其れども三名に止めるであらうか。恐らくは前者の四名説となるのであらう。

○  
舊菊田に於ける一名は當然で其人選に古川氏の再選説あり兒玉萬平氏説あり赤津庄兵衛氏説あり山崎登氏説あるも最も力説されて居るのは兒玉氏である。

○  
舊石城警前の天地に在つては海岸に小野普平氏の出馬は既定の事實に近いものがある。伊藤淺之助氏立つべくして立たざるものゝ如く關内正一氏輿論盛んにして氏必ずしも色毛なきものに非ず井上茂作氏は昨日の人のして軍資金等の關係より實際より縁遠しと見るが妥當なるべし而して田子健吉氏は既に立候補の準備全くなりしものゝ如く早くも運動に着手したるの觀あり。

○  
以上の人物をして公認の決定を與へるものは舊菊田に於ては相互懇談して一名は何人に至つても紛糾問題を惹起するが如きは勿論なかるべきも平を中心として人選問題はなかなかの騒ぎなるべし。

○  
小野氏をよろこばざる幹部あり伊藤氏出馬に決せしむるべし非上氏自身としては萬更氣色なきにしも非ず推薦すれば軍資金の成算など考慮することなく例によつてアツサリと引受くるやも知れず。

○  
田子氏唯一の支持者は佐藤幹事長たるべきも幹部連には反對者多数にあると見るが當然なるべし依つて出陣と決定の曉は軍資金のファンダンにかゝる事を覺悟せざるべからず。

### 事業と人物欄

#### 庶民金融の圓滑伸展に奮闘しつゝある四倉信用組合

#### 専務理事 中野捨與氏

名組合長吉田彌十郎氏統制の下に陣容を革め庶民金融機關として適當なる對策を講じつゝある四倉信用組合に、専務理事として中野捨與氏が就任した事は愈々同組合をして發展擴大ならしむることゝなる。

中野氏は石城郡小川村の出身で小學校教員より身を起し四倉町役場に助役として二期爾後四倉電氣の支配人を永年勤務して營利公益公共の兩面に活動したるに今回の信用組合入りは適材適所を得て氏の努力が以て衆相互共

### 大騒ぎを演じた

#### 平町議決失格問題

#### 行政判決の全文

#### 裁判は微妙の点にて

#### 勝敗を決するもの也

#### 裁判宣告書

#### 主文

### 三票の緑川喜三郎

#### 及坂本隆藏を當選者

喜平名義にて請負ひたる際高等小學校に通學せしめ九月迄約一ヶ年間本町に在りて過さざるものなり(四吉田町中野吉所有の家屋を賃住して其の工事に従事した政友は本町宇極小路二十番地吉田廣三郎の養子に並に同附加税等を納附し附して元洋服裁縫を修習したるは營業の都合と失業の審査資格者名簿兼議選選舉者なるも養子となりたる人名簿等に登録せられある以後養父の業務たる材木商のなり但同人が同三年九月を営みたり昭和三年九月十五日現在に依る東京市七日東京市外東大久保四百選舉當時何れも其の住所を同町一丁目三十二番地江非す仍て本件被告の裁決を右名簿調査直前下谷區役所天神町一丁目三十二番地江非す仍て本件被告の裁決を吏員が調査の爲め來訪の際波戸新方方に轉居したる事取消し訴訟費用は被告の負同人は本町に於て各種職員實あるも夫は洋服裁縫職を擔する旨の判決を求むるの選舉權を有し下谷區は住居關係上雇主の仕事の都合云ふに在りて立證として甲所にあらず居所なる旨を甲所に因り轉々したるものに出し乙第一號證中資第十一の同市會議員の選舉に當り七日無斷家出をなしたりと入場券の交付を受けたるも申立て居るも右は債務の關係なるものなりと申立て其の投票を爲さざりしものなり係上養父と謀り無斷家出を三佐川友次郎は昭和四年二月發表したるに過ぎず(五柴崎町本町字田町五番地を引拂忠太は本町字田町三十七番川西藏に付ては同人の元住ひ一時本町字白銀町九番地山野邊留治方に居住し留宅の近隣者馬場金太郎妻女地養兄小松山政辰方に同居治の子萬年瓦製造業者山野外一同は何れも中川一家が同四年四月同郡江名町に移邊茂治郎の職工たりしが昭和四年五月初旬に四倉町轉したることは事實なるも治郎は其の營業場が同郡中に移轉せしと供述したる右は實弟國三郎が小平湯窪村山田に在り忠太夫妻等と、西藏が白土助次郎方長サの名義にて營業の許可をを通過せしむるに不便なり屋一同に宛てたる本町滞在受けたる湯屋を營業するに以て昭和四年一月より中の好意を謝する旨の葉書當り其の設備整頓する迄手同郡好間村大字川中子字關には四倉郵便局の同年五月傳の爲單身國三郎方に赴きの上二十六番地所在柴野常十二日附の消印ありたる其の家族と起臥飲食を共に彌の所有家屋を借受け之に西藏が同年五月九日附を以て四倉電燈會社に點火届町には寄留届を爲さず公並に新炭食糧を給したり同を爲したること及同人の現課を負担せず社交を爲さず年三月茂治郎は廢業したる住地たる四倉町仲町八十三又同人の所有物件は前記小を以て忠太は本町の住所に番地の近隣人も亦同年五月榎山政辰方に保管あり妻歸りたるが同年四月中出稼上旬本町より一家を擧げては精神病者にして數年前より爲養兄なる同郡小名濱町移轉し來りる旨申居る事實り東京集鴨の腦病院に入院字古港十二番地山田幾太郎に徴すれば同人が町の借せしめ長男元は本町字極小路方に妻子と共に寄留し食客家を明け渡したるは同年六月小路吉田材木店に長女藤子的に起臥飲食し其の實業を月一日なりしとするも家業手傳ひ同年五月中妻子を其並に家財を具して事實上本町に各徒弟とし二女當美枝は伯父なる本町字一丁目小

昭和四年五月三十日執行の福島縣石城郡平町會議員選舉の効力に關する鈴木庫左右外一名及安藤藤外一名の各訴願に付被告が同年十月十八日附を以て爲したる各裁決は之を取消す訴訟費用は被告の負擔とす

(四回へ續く)

### 事實

昭和四年五月三十日執行の福島縣石城郡平町會議員選舉の効力に關する鈴木庫左右外一名及安藤藤外一名の各訴願に付被告が同年十月十八日附を以て爲したる各裁決は之を取消す訴訟費用は被告の負擔とす

昭和四年五月三十日執行の福島縣石城郡平町會議員選舉の効力に關する鈴木庫左右外一名及安藤藤外一名の各訴願に付被告が同年十月十八日附を以て爲したる各裁決は之を取消す訴訟費用は被告の負擔とす

（三）前より續く）のなりと云ふも若し一時的町木村醫院に入院治療せしめたる町を去したるは同年五月の出稼とすれば本町に歸來と三月月及び種々迷信に於て各種議員の選挙権を...

理由

（一）中川西蔵に付ては甲第四の理由を以て之を是認するを得ず... 三吉田政吉が昭和三年九月廿八日附中川西蔵陳述書... 本町を去りて後東京市内の『私儀昭和二年十二月』...

和洋鋼鐵金物問屋 釜屋商店 牛豚肉 平五 電話九番九九番 久保田パンヤ 滋養豊富で 美味は百パーセント

小賣店 電話三八三番 常盤銀行支店側